

社会福祉法人 晋栄福祉会
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 及び 認知症対応型共同生活介護
グループホーム高山ちどり運営規程

第 1 章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第 1 条 この規程は、社会福祉法人晋栄福祉会が運営する介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護(以下、「認知症対応型共同生活介護等」という。)を提供する事業所、グループホーム高山ちどり(以下、「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 事業所は、介護予防認知症対応型生活介護計画及び認知症対応型共同生活介護計画(以下、「認知症対応型共同生活介護計画等」という。)に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び助言、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って認知症対応型共同生活介護等の提供に努める。
- 4 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者(以下、「保険者」という。)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 5 前 4 項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：グループホーム 高山ちどり
- (2) 所在地：奈良県生駒市高山町 8030 番地

(利用定員)

第3条 事業所の利用定員は2ユニット各9名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名(兼務)
 - (2) 介護職員 4.5名以上(ただし常勤換算後の人員数)
 - (3) 計画作成担当者 1名以上
 - (4) 調理員 調理業務を行うのに必要な数(ただし業務委託にて実施する場合は配置しないことができる。)
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者
事業所の業務を統括する。管理者に事故あるときは、計画作成担当者が職務を代行する。
- (2) 介護職員
利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (3) 計画作成担当者
利用者の計画作成に関する業務に従事する。
- (4) 調理員
管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(会 議)

第6条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) 部課長会議
- (3) 各委員会会議
- (4) 運営推進会議
- (5) その他の会議

2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

第3章 利用者に対する認知症対応型共同生活介護等サービスの内容及び利用料

(利用料)

第7条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する認知症対応型共同生活介護等サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護等サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護等サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、認知症対応型共同生活介護等サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。

3 事業所は前2項の支払いを受ける額のほか、下記のサービスについて、重要事項説明書に記載されている費用の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 家賃。
- (2) 食材料費。(利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用を含む。)
- (3) おむつ代。
- (4) 日用生活費。

(5) 光熱水費兼共益費。

(6) 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第8条 事業所は、要支援2または要介護者であって認知症の状態にある者（当概認知症に伴って著しい精神症状を呈するもの及び当概認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く）に対し、認知症対応型共同生活介護等サービスを提供する。

2 事業所は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護等サービスの提供を拒まない。

3 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 事業所は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 事業所は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、管理者、介護職員、計画作成担当者等の職員の間で協議する。

7 事業所は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

8 事業所は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者が認知症対応型共同生活介護等のサービスを受ける際には、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 10 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第 11 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援及び要介護認定(以下、「要介護認定等」という。)の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、認知症対応型共同生活介護等サービスの提供に努める。

(要介護認定等の申請にかかる援助)

第 12 条 事業所は、要介護認定等を受けていない利用申込者について、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 事業所は、要介護認定等の更新の申請が遅くとも、当該利用者が受けている要介護認定等の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(被保険者証への記載)

第 13 条 事業所は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している当該事業

所の名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

（保険給付のための証明書の交付）

第14条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護等サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した認知症対応型共同生活介護等サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第15条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画等の作成に関する業務を担当させる。

2 認知症対応型共同生活介護計画等に関する業務を担当する計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

3 計画作成担当者は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する認知症対応型共同生活介護等サービスの目標及びその達成時期、認知症対応型共同生活介護等サービスの内容、認知症対応型共同生活介護等サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した認知症対応型共同生活介護計画等の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。

4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画等作成後においても、認知症対応型共同生活介護等サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画等の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して認知症対応型共同生活介護計画等の変更を行う。

（認知症対応型共同生活介護等事業所の取扱方針）

第16条 事業所は、利用者の要支援状態又は要介護状態（以下、「要介護状態等」

という。)の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、認知症対応型共同生活介護計画等に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 事業所の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業所はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介 護)

第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴又は清拭を行う。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 事業所は、紙オムツや布オムツ等の排泄介助に必要な介護用品を使用せざるを得ない利用者には、適切にそれらを随時取り替える。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 事業所は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 事業所は、利用者の負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第18条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

(1) 朝 食 午前 7 時 3 0 分から

(2) 昼 食 午後 0 時 0 0 分から

(3) タ 食 午後 6 時 0 0 分から

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談及び援助)

第 1 9 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 2 0 条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションや行事を行う。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

(健康管理)

第 2 1 条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 事業所は、入院及び治療を必要とする利用者のために、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(利用者の入院期間中の取扱)

第 2 2 条 事業所は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供す

るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該事業所に入居するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第23条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護等サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第24条 事業所は、利用者に適切な認知症対応型共同生活介護等サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 事業所は当該施設の職員によって認知症対応型共同生活介護等サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第25条 事業所は、現に認知症対応型共同生活介護等サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第26条 利用者に対する認知症対応型共同生活介護等サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必

要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護等サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 3 前項の損害賠償においては、当事業所が加入している保険の範囲内において行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 3 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第28条 事業所は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第29条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の揭示)

第30条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第31条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該事業所を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該事業所からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第33条 事業所は、その提供した認知症対応型共同生活介護等サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、その提供した認知症対応型共同生活介護等サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 事業所は、その提供した認知症対応型共同生活介護等サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束)

第34条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第35条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知すると・協議会についてはテレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得なければなりません。

ともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域等との連携）

第 3 6 条 事業所は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

第 3 7 条 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

（記録の整備）

第 3 8 条 事業所は、職員、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護等サービスの提供に関する諸記録を整備し、サービス提供の日から 5 年間保存する。

（研修による計画的な人材育成）

第 3 9 条 事業所は、適切な認知症対応型共同生活介護サービスが提供できるよう事業所職員の業務体制を整備するとともに、事業所職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

2 前項の規定により、研修の実施計画を事業所職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、事業所職員の計画的な育成に努める。

（自己評価並びに結果の公表）

第 4 0 条 事業所は、その提供する認知症共同生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するように努める。

（暴力団等の影響の排除）

第 4 1 条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(人格の尊重)

第42条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った認知症共同生活介護等サービスを提供する。

(虐待の防止のための措置)

第43条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定。

(2)成年後見制度の利用支援。

(3)虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施。

(4)その他、利用者の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置を講ずる。

2 事業所は、職員または養護者（日常的に世話をしている家族等、利用者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(その他)

第44条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人晋栄福祉会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(法令との関係)

第45条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附則

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。